

第2次答申抜粋

3. 今後の課題

第1次報告も含め、これまでの類型指定の検討の際に今後整理すべき課題を以下にまとめる。

① アユ、ワカサギの生息する水域の整理について

アユ、ワカサギについては、第1次答申において、水温の適応範囲が広いことなどから、水域の分類に当たっての活用が難しいと考えられ、類型指定にあたってのその取り扱いについては今後の検討課題となっている。また、アユの稚仔魚については塩分の遡上する河口域及びその周辺の海域を生育場としており、このような水域の取扱いについても検討が必要である。

このため、今後、アユ、ワカサギの全国的な生息状況（産卵場、生育場の情報を含む。）を整理するとともに、これらの魚種の見られる水域での類型指定のあり方についての調査検討を行い、合わせてアユ、ワカサギに関する毒性情報の収集を行っていくことが必要である。また、その生活史において河口域等を利用するアユ等の魚介類についての生息状況等の知見の整理も行う必要がある。

② 温暖化の産卵等への影響について

今回、湖沼である霞ヶ浦における特別域の指定について検討を行ったところではあるが、霞ヶ浦においては近年漁獲の減少が顕著である。特にワカサギの減少については底質の変化に加えて、産卵期の水温の上昇も産卵等に悪影響を与えている可能性もある。特別域の指定に当たっては、今後、地球温暖化の影響による湖沼における魚類生態等の変化について十分知見を収集、考慮する必要がある。

③ 類型指定の見直しについて

今回の河川及び湖沼における類型指定の検討では、水域での魚介類の産卵情報が不足していることから特別域の指定に至らなかったものもある。今後、今回整理を行った特別域の検討のための今後の調査方針に従って、産卵等の実態の調査を実施し、産卵等について確証の得られた水域については、特別域としての指定のための検討を行う必要がある。

また、湾奥の浅場については、前述のとおり、夏期を中心に貧酸素水塊の発生が見られることから、産卵場・生育場としては現況でその機能を十分果たすことができないため、今回の東京湾における類型の設定の検討に当たっては、当該水域を特別域とすべき状況に

ないと判断される。しかし、本来、浅場はイシガレイ、ヒラメ、マダイなど多様な魚種の産卵場あるいは生育場として重要な水域と考えられる。このため、当該水域については、将来的に当該水域の底層での溶存酸素量等の側面から水質の改善状況を見つつ、適当な時期に見直しを行う必要がある。

さらに、河川、湖沼等の水域においては川床あるいは湖底の状況が経年的に変化することも考えられる。加えて、近年の地球温暖化の影響により、河川、湖沼等における水温等も中長期的な将来においては変動することが考えられることから、河川・湖沼においては、特別域のみならず、生物A域、生物B域の当てはめについても適切な時期に点検、見直しを行う必要がある。また海域においても同様に地球温暖化の影響等により、海水温や藻場等の状況についても変化することが考えられることから、河川・湖沼と同様に適宜、類型の点検、見直しを行う必要がある。

5 おわりに

今回は、第1次報告においてまとめた類型指定の際の検討手法に基づいて、利根川、荒川水系及び東京湾について、具体的な水域の検討を行い、さらに特別域の指定についての検討手法について整理した。今後、これらの検討を踏まえ、国が水域類型の指定を行う水域について、引き続き順次当てはめの検討等を行う必要がある。また、全国の水域についても、類型指定の検討が早急に進められることが望まれる。

なお、これまでの検討に際して前述のとおり整理すべき新たな検討課題も抽出された。これらの課題について情報収集、調査を行い、その結果を踏まえ水生生物保全環境基準の体系のさらなる充実が望まれる。